

令和 7 年度

新型コロナウイルス感染症予防接種を受けられる方へ

猪名川町

この予防接種は、予防接種法上は個人の予防目的に重点が置かれており、接種の義務はありません。接種する医師からワクチンの効果と副反応について十分な説明を受け、接種について十分理解したうえで、体調のよいときに予約をして受けてください。

対 象 者

①または②の方

①接種時に 65 歳以上の方

②接種時に 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全による免疫機能の障がいにより身体障害者手帳 1 級をお持ちの方

***住民票が猪名川町、川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市以外の方は、接種の際に住所地の市町で交付を受けた「予防接種依頼書」を医療機関に提出してください。**

実施期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

費 用

8,000 円／回（自己負担額）

生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付者は、証明書の持参で無料

接種回数

期間内に 1 回

持 ち 物

健康保険証、マイナンバーカードなど住所の確認できるもの

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに感染し発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒することもあります。高齢者や基礎疾患のある方は、重症化リスクが高くなることがわかっています。また、後遺症として、治療や療養が終わった後も、一部の症状が長引くことがあります。

予防接種を受けることができない人

下記にあてはまる方は本ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人（※ 1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※ 2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（※ 1）明らかな発熱とは通常 37.5℃ 以上を指します。ただし、37.5℃ を下回る場合も平時の体温に鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※ 2）アナフィラキシーや、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状が、前回までの接種で認められた人は、同一の成分を含むワクチンを用いた追加接種を受けることはできません。

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人

下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

接種を受けた後の注意点

- 本ワクチンの接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部分は清潔に保つようにし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 接種当日は、通常の生活は問題ありませんが、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

接種後の副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、アナフィラキシーがあります。接種後に気になる症状があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。気になる症状が現れた際は、医師の診療を受けてください。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、保健センターへご連絡ください。

お問合せ先

猪名川町生活部住民課健康づくり室
(猪名川町保健センター)

電話 072-766-1000